

【「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和7年4月1日改正

ページ	項目	現行	改正	理由
運用指針	第3条（記入方法）	公共建築工事共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているか施工プロセスのチェックリスト（別紙1）を用いて、施工プロセスチェックリスト判断基準に基づき監督員または評価員が確認を行い記入するものとする。 なお、監督員はプロセスチェックの結果、助言・指導や改善指示の必要がある場合は、 まず口頭により確認や指摘を行い、期限内に履行しない場合は、施工プロセスチェックに基づく文書（別紙2）により文書通知又は文書注意を行うものとする。	公共建築工事共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているか施工プロセスのチェックリスト（別紙1）を用いて、施工プロセスチェックリスト判断基準に基づき監督員または評価員が確認を行い記入するものとする。 なお、監督員はプロセスチェックの結果、助言・指導や改善指示の必要がある場合は、施工プロセスチェックに基づく文書（別紙2）により文書通知又は文書注意を行うものとする。	長崎県の修正版による。
	附則		この運用指針は、令和7年4月1日以降に契約した工事に適用する。（一部改正）	施行日の設定
プロセス チェック リスト	「施工プロセス」の チェックリスト 別紙－1	1施工体制Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者 9監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事9,000万円以上、その他工事4,500万円以上）（適宜）	1施工体制Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者 9監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事8,000万円以上、その他工事4,000万円以上）（適宜）	法の改正による。
	「施工プロセス」の チェックリスト 別紙－2	1施工体制Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者 9監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事9,000万円以上、その他工事4,500万円以上）（適宜）	1施工体制Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者 9監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制等 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事8,000万円以上、その他工事4,000万円以上）（適宜）	法の改正による。
プロセス チェック 判断基準	1. 施工体制 Ⅱ. 配置技術者／ 現場代理人・監理技 術者・主任技術者	8 現場代理人 1）現場代理人は、現場に常駐しているか。 ＜注意事項＞ ①【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ・現場代理人の常駐を必要としない場合 （5）1件の工事における請負額が4,500万円未満（建築一式工事9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされていない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。 ・他工事と現場代理人が兼務する場合 （3）各々の工事において、請負額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。	8 現場代理人 1）現場代理人は、現場に常駐しているか。 ＜注意事項＞ ①【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ・現場代理人の常駐を必要としない場合 （5）1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式工事8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされていない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。 ・他工事と現場代理人が兼務する場合 （3）各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。	法の改正による。
		9 監理技術者（主任技術者）の専任制等 2）配置予定技術者、現場代理人等通知書等、施工体制台帳等に記載されたた本人と同一であることを資格者証等により確認した。（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。） ＜注意事項＞ ・監理技術者（建設業法第26条第2項） 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事9,000万円以上、その他工事4,500万円以上） ＜判断基準＞ 対象外 建築一式工事9,000万円未満、その他工事4,500万円未満 ＜注意事項＞ ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事とは、国、地方公共団体発注等の工作物の建設工事で工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かねばならない。 建設業法施行令第27条（令和7年2月1日施行）	9 監理技術者（主任技術者）の専任制等 2）配置予定技術者、現場代理人等通知書等、施工体制台帳等に記載されたた本人と同一であることを資格者証等により確認した。（監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。） ＜注意事項＞ ・監理技術者（建設業法第26条第2項） 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。 3）工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任業務は建築一式工事8,000万円以上、その他工事4,000万円以上） ＜判断基準＞ 対象外 建築一式工事8,000万円未満、その他工事4,000万円未満 ＜注意事項＞ ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事とは、国、地方公共団体発注等の工作物の建設工事で工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かねばならない。 建設業法施行令第27条（令和5年1月1日施行）	法の改正による。
	1. 施工状況 Ⅱ. 工程管理	17 工程管理 3）作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。 ＜注意事項＞ ③【週休2日促進工事の場合】：長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領（R7.1.10一部改定） ・R7.4.1以降は、月単位の4週8休と通期の4週8休、それ以外となる。	17 工程管理 3）作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。 ＜注意事項＞ ③【週休2日促進工事の場合】：長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領（R6.3.11一部改定） ・少なくとも4週5休を確保するものとする。	長崎県の修正版による。